

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、

ちいきに関わるさまざまな人の力で、ふだんの暮らしのしわせを支え合う取り組みをいいます。

少子高齢化が急速にすすみ、また、厳しい経済情勢が続くなか、普段の暮らしに、不安や困難を抱える人が増えています。家庭や地域のつながりも、昔と違って、支える力が弱くなってきており、行政や民間の福祉サービスだけでは対応が難しいこともあります。

そこで、すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域のみんなが、お互いに助けたり、助けられたりする関係や、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働して、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の仕組みづくりが、今、とても重要となっています。

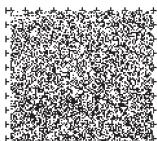
地域福祉計画は…



日常の暮らしの中で、「困りごと」や「気がかりなこと」はたくさんあります。

制度やサービスで対応できない課題に対して、地域の方々と関係団体、

行政が一緒にになって、支え合い・助け合う「地域福祉」の仕組みを考えます。



2 計画策定の背景と趣旨

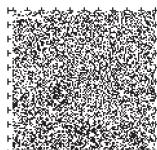
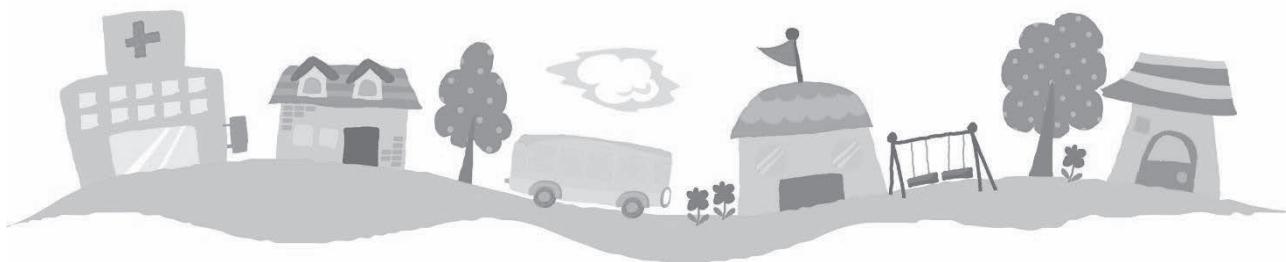
わが国は、急速な少子高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯といった高齢者のみの世帯が増加し、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

さらに、地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、また、フリーター・ニート、ひきこもりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している 8050 問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障がいやその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取り組みを始めており、本市でもその対応が求められています。

本市においては、これまで地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成 18 年（2006 年）3 月の「交野市地域福祉計画」策定以降、平成 23 年（2011 年）3 月には「第 2 期地域福祉計画」、平成 28 年（2016 年）3 月には「第 3 期地域福祉計画」を策定し、福祉サービス基盤の整備・充実や地域住民、事業者、関係団体などの主体的な福祉活動への取り組み支援などの施策を進めてきました。

本計画は、「第 3 期地域福祉計画」が令和 2 年度（2020 年度）で終了することから、国や社会の動向を踏まえ、地域における福祉課題を再度整理し、住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、住民のニーズなどを踏まえつつ、さらなる地域福祉の推進を目指して策定するものです。



3 第3期計画策定以降の国等の動向

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受けて経済的に困窮する人が増加している状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成25年（2013年）12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

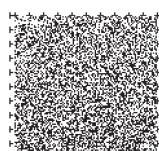
(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27年（2015年）9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、多機関・多分野協働による「包括的な相談支援システム」と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに拡げ、多様なニーズをくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成28年（2016年）6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域におけるすべての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係が不可欠であることから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。



(5) さまざまな差別の解消に向けた取り組み

さまざまな差別の解消に向けて、国において、平成 28 年（2016 年）にいわゆる「人権三法」と言われる、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」を施行し、個別の人権問題の解決に向けた法律が整備されました。

これらの法律には、差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止、事業者や行政機関・地方公共団体への「合理的配慮」の義務などが明記されており、障がいの有無や民族・国籍などの違いを豊かさとして、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(6) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

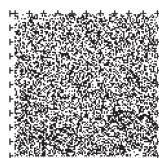
この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成 29 年（2017 年）3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

(7) 再犯防止推進計画（再犯防止の取り組み）

平成 28 年（2016 年）12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

犯罪や非行をした者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。



(8) 重層的支援体制整備事業

令和2年(2020年)6月に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「新しい支援事業」のほか、社会福祉法人を中心とする「社会福祉連携推進法人」を新たに創設することとしています。

市町村においては、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進するまでの公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることができます。

(9) SDGs（エス・ディー・ジーズ）【持続可能な開発目標】の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

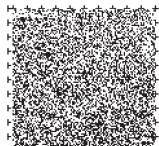
SDGsの達成に向けての取り組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体における積極的な取り組みも必要となります。

本市においては、このSDGsの示す理念や方向性が、本市の定める基本構想等と共通する部分が多いことから、各部署が実施する取り組みにSDGsを明確に位置付けることで、市民や事業者など多様な関係者への浸透を図り、それが連携・協力しながら持続可能なまちづくりを行っていくことによって、SDGsの達成に貢献することを目指しています。

本市の地域福祉の取り組みは、「かかわりあって たすけあい のびのびと しあわせのまちづくり」を目指すことを掲げ、SDGsの実現においても不可欠な取り組みといえます。

本計画は、地域福祉と特に関連が大きいと言える「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、様々な取り組みを連動させることで、持続可能な地域と福祉の仕組みをつくることが期待されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

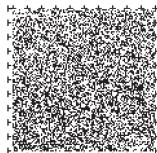
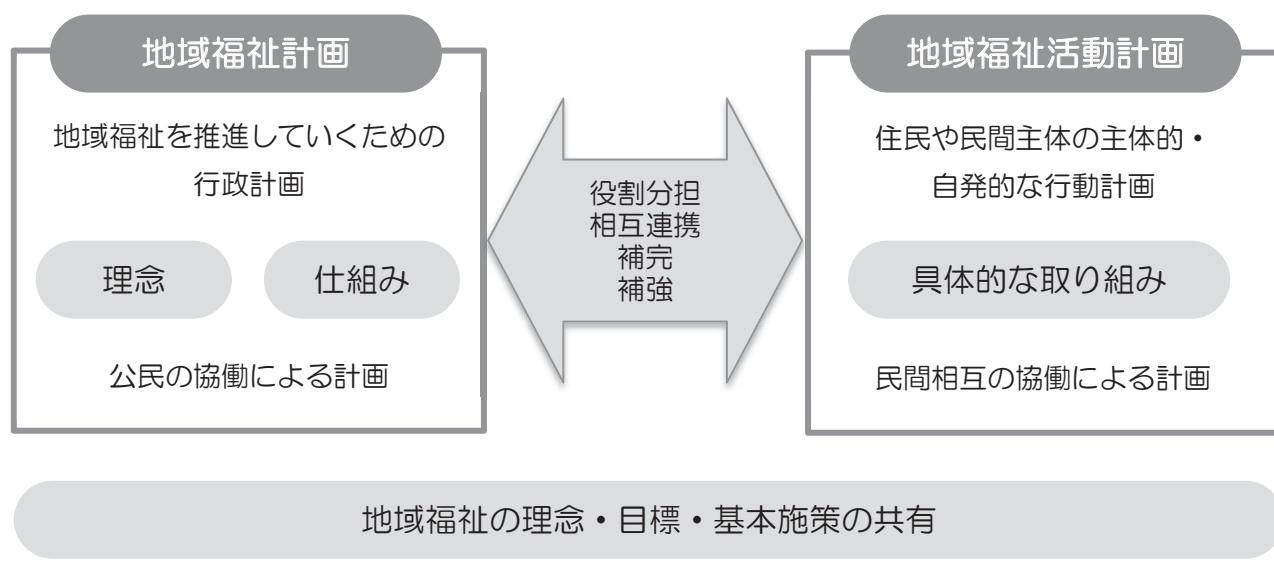
なお、「自殺対策基本法」（平成28年（2016年）改正）に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて策定する「市町村自殺対策計画」、「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28年（2016年）5月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年（2016年）12月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

(2) 地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は、「地域の支え合い・助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」や「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、校区福祉委員、ボランティア団体、NPO、福祉事業者などの民間団体等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

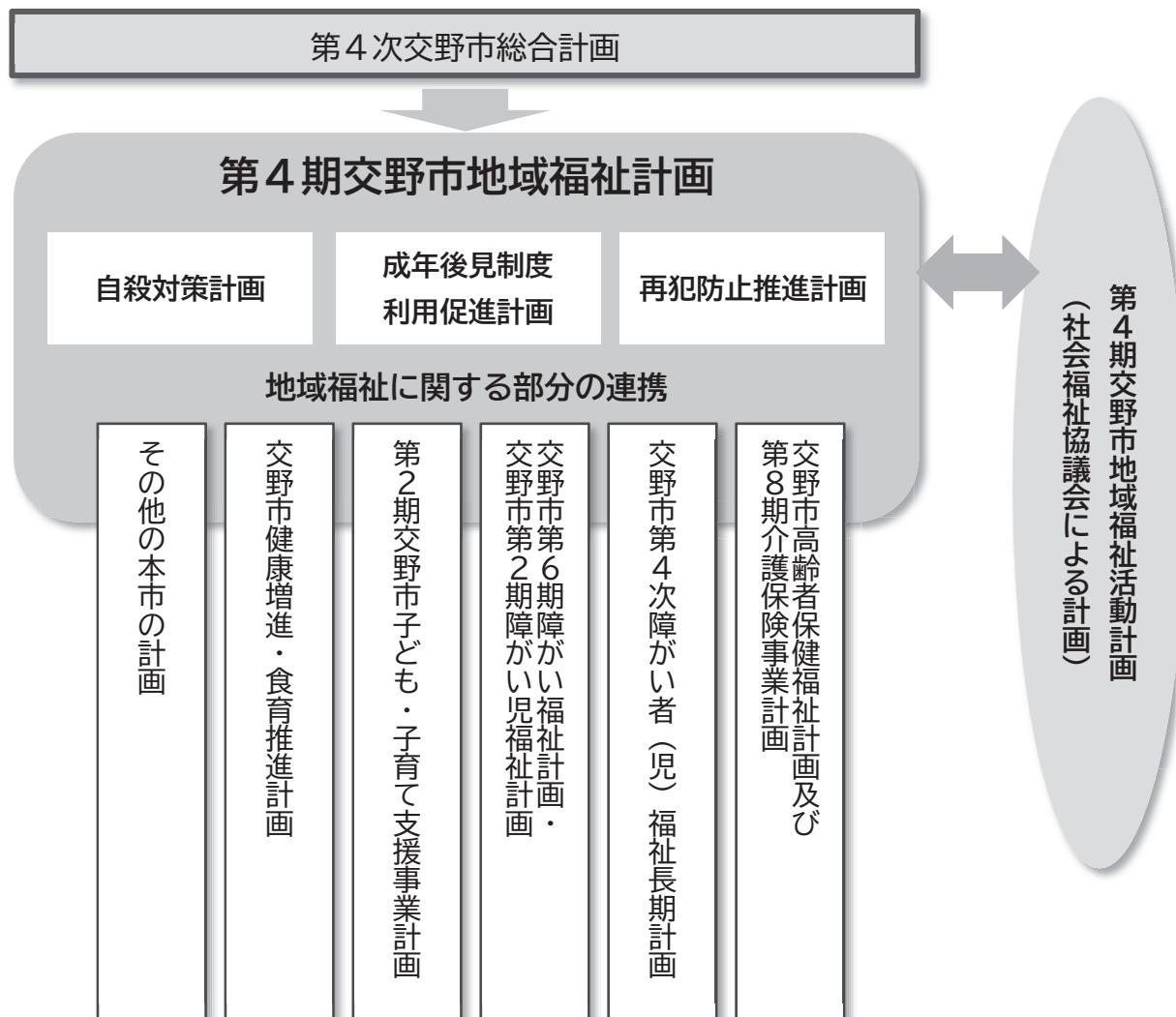
地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、交野市の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。



(3) 市の他の計画との関係

本計画は、第4次交野市総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

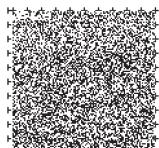
また、本計画は、交野市を含む広域的な計画である「第3期大阪府地域福祉支援計画」との整合性を図るとともに、社会福祉協議会が策定する「第4期地域福祉活動計画」と連携しながら地域福祉を推進していきます。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）を初年度として令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。



6 計画の策定方法

本計画は、現状を把握するために地域懇談会（意見集約アンケートを含む）を実施するとともに、計画の策定にあたっては審議会での検討・審議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

また、社会福祉協議会で策定する「第4期地域福祉活動計画」との連携を強化するため一体となって調査し、計画策定を行いました。

（1）交野市地域福祉計画推進審議会における審議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「交野市地域福祉計画推進審議会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

（2）市民・関係団体アンケート調査

住民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、市内にお住まいの20歳以上の2,000の方と市内の地域福祉にかかる関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

（3）地域懇談会に向けた意見集約アンケート

地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設などが連携するきっかけとなり、顔合わせの場になることを期待して、各校区福祉委員会の協力を得て、市内10校区（12地区）において、1,780の方にアンケートを配布し930の方に意見を聴取し、「地域懇談会（意見集約アンケートを含む）」を実施しました。

※なお、地域懇談会の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大により一部のみの実施となりました。

（4）パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

■実施期間：令和3年（2021年）4月12日（月）～5月12日（水）

■意見提出：1名（意見件数：3件）

（5）計画素案の概要説明動画の公開

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、計画素案の概要について説明動画を作成し、公開しました。

■実施期間：令和3年（2021年）4月14日（水）～5月12日（水）

